医療的ケアパンフレット

Q&A

子供たちの健康と学びを支えていく "チーム市特"をめざして





広島市立広島特別支援学校

はじめに

本校に学ぶ児童生徒は、医療と深いつながりをもっています。医療的ケア 児の他にてんかんの治療や精神性の疾患の治療をしている児童生徒がいま す。また、整形外科やリハビリとの関わりのある児童生徒もいます。

この医療的ケアパンフレットQ&Aは、こうした児童生徒の多様化に対応していくための手がかりの一つにしていきたいと考え、作成しました。

令和3年度に広島市立広島特別支援学校医療的ケア実施要項(以下、学校のガイドラインという。)を策定しました。医療的ケアパンフレットQ&Aは、その要点を分かりやすく説明するとともに、医療的ケア以外の医療的な支援を必要とする児童生徒の理解につなげていきたいと考えています。

まだまだ、不十分な点があります。保護者の皆様をはじめ本校を支援していただいている多くの方々の御意見や御指導を頂けることを願っております。

令和5年6月

校長 合田和広

もくじ

- Ⅰ 医療的ケアとは(定義)
- Ⅱ 医療的ケアQ&A
- Ⅲ 緊急時の対応と日常生活で留意すること
- IV 関係者の役割り分担
- V 参考資料
 - 資料1「広島市幼稚園・学校医療的ケア指示書様式」
 - 資料2「与薬依頼書」「てんかん発作時の指示書」
 - 資料3「広島特別支援学校医療的ケア実施要項」

医療的ケアとは(定義)

学校での医療的ケアについて、文部科学省はつぎのように示しています。

○いわゆる「医療的ケア」とは、法律上に定義されている概念ではないが、 一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気 管切開部 の衛生管理等の医行為を指す。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180999.pdf

学校で行う医療的ケアは、治療を目的としたものではなく、日常的に必要な医行為です。また、学校には医師がいないため、随時診断して医療的ケア内容を変更することもできません。

一方で、最長で12年間に渡って、医療的ケア児や保護者との関わりを持つことができます。これは、治療の観点だけでなく、生活者の観点を学び医療的ケア児とその家族の支援を考える場でもあります。



原みちを画伯の壁画・エントランス

Ⅱ 医療的ケアQ&A

- Q1 医療的ケアと医行為(医療行為)は、どこがちがうのですか。
- A 医療的ケアも医行為です。しかし、あえて医療的ケアと言っているのは 医療機関で行う医行為と区別するためです。

たとえば、手術や治療後に経管栄養や痰の吸引を必要とする場合、体調が安定していれば退院して自宅等で行うことがあります。

このように日常的に自宅等で行うことができる医行為を医療的ケアといっています。

医学の発達により、医療機関に長期入院することは少なくなりました。 こうした背景から医療的ケアのニーズが高まっています。

家庭や学校で日常的に行う医行為を医療的ケアといいます。

- ○2医療的ケアは、誰でも出来るのですか。
- A 医療的ケアは医行為であるため医師及びその指示を受けた看護師が行います(医師法第17条、第20条、保健師助産師看護師法第5条、第31条、第37条)。
- A 医師の指導を受けている本人又はその保護者が行います (医師法第 22 条、第 23条)。

医行為は法律で資格をもたない者の実施を禁じています。但し、医師の 指導を受けている本人又はその保護者は、療養上の必要から認められて います。

- Q3医療的ケアの種類には、どのようなものがありますか。
- A 文部科学省のガイドライン(平成31年3月)は、種類を特定していません。

※平成23年のガイドラインは、痰等の吸引、経管栄養、導尿の3行為を主として、その他については教育委員会の指導の下に慎重に検討するとありました。これは、学校で人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアへの対応が難しいと考えられていたからです。しかし、最近は人工呼吸器や中心静脈栄養等の高度な医療的ケアを自宅等で実施している医療的ケア児が増えています。現在のガイドラインでは、教育委員会や学校は、関係機関と連携してこうした実態に対応していくことへの留意事項を示しています。

なお、ガイドラインは法令や規則でありません。実施に向けての指針、留意事項です

Q4 医療的ケアの実施にあたり、学校はどのようなことに注意していま すか。

A 学校では、次の三点を特に大切にしたいと考えています。

① 医療的ケア児の実態把握とそれに基づく体調管理

同じ医療的ケアでも、医療的ケア児によって体調管理の判断基準や医療的ケアの実施内容が異なります。

たとえば、経管栄養を 30 分で注入する場合と少量ずつ 60 分かけて注入する場合があります。これは、医療的ケア児の呼吸状態や胃の動き等が関係します。

このように経管栄養や吸引といった医療的ケアの名前は同じでも、医療的ケア児の実態は一人一人異なります。したがって、まず、医療的ケア児の疾患や障害、日頃の状態を十分理解することが大切だと考えています。疾患や障害の理解は、全ての児童生徒に共通します。

② 看護師の研修と人員の確保

現在、40 余名の医療的ケア児がいます。看護師は14 名です。全ての看護師が、この40 余名に対応できることを目標にしています。休暇や異動等で医療的ケアが停滞することを防ぐためです。それに向けて看護師は、医療的ケアの手技と医療的ケア児の理解について研修、情報交換を常時行っています。

入学や転入、医療的ケア児の状態の変化により、新たな医療的ケアがある時は、その状態、内容によって実施時期が異なることがあります。

また、医療的ケア児の状態によって看護師が不足する状況が生じます。 これは学年が上がるにつれてみられる傾向です。こうした状況の変化に 対応できる看護師配置が課題です。

③ 担任、看護師、保護者の役割分担と連携

看護師は、医療的ケア児について、連絡帳を通じて家庭での様子を、 担任を通じて学校での様子を把握し、医療的ケアを実施します。ここで 大切なことは「いつもと同じ」かどうかです。「いつもと違う」時、それ はどう違うのか、その原因は何か、を知ることが大切です。

医療的ケアの指示書は、「いつもの状態」を前提としているので、明らかに「いつもと違う」時は、主治医や保護者に相談して、その後の対応を判断します。

担任は、医療的ケアの実施者ではありません。しかし、医療的ケアが必要な理由を含めて、疾患や障害の状態を把握することは、一人一人の教育的ニーズに応えていくための重要な課題です。医療的ケアという病気や障害はありません。基礎疾患や障害の状態から医療的ケアが必要になっているのです。担任はこうしたことを理解し指導にあたります。

看護師は単に医療的ケアを実施することだけが業務ではありません。医療的ケア児の健康と良好な学校生活を支援することが目標です。

そして、保護者は家庭での様子や診療の内容を学校に伝え、学校と認識 を共有することが大切です。こうして、医療的ケア児を中心にして三者が 連携することが安全と安心につながり、学びを支えていきます。

Q5 医療的ケアの手続きを教えてください。

A 学校に①医療的ケア依頼書を提出してください。

学校は、医療的ケアの実施に向けた見通しを立て、保護者に協力をお願いしたいこと等を②内諾書に記して保護者にお渡しします。

それから、主治医に③医療的ケア指示書の作成を依頼してください。 学校は、主治医が作成された指示書内容を確認し、保護者に④承諾書をお 渡しします。(詳細は資料 1 「広島市幼稚園・学校医療的ケア指示書様式」 をご覧ください。)⑤看護師研修終了後、実施していきます。

なお、指示書の有効期間は6か月です。その都度更新をお願いします。 具体的なことは、在校生は担任又は医療的ケア指導教員、医療的ケア主 任にお尋ねください。未就学等の方は教頭へお尋ねください。

お願い

医療的ケア児の状態(病態)は、成長とともに変化していきます。良好になる場合も、悪化する場合もあります。そのため医療的ケア指示書は6か月毎にお願いしています。学校には医師がいませんので、看護師は医療的ケア指示書に基づいて医療的ケアを行っています。病態の変化に適切に対応していくために主治医からの指示内容について、看護師等が保護者と相談したり、場合によっては主治医と相談したりしています。その場合は、指示書の内容が変更になります。

こうした連携は、必要に応じて行っていますが、全体的には、1月下旬から2月にかけて、次年度の指示書について個別に相談しています。

なお、新入生については、2月の入学調査等で実態把握と手続きの説明 を行います。

保護者からのアドバイスは、医療的ケア児が入学してからになります。 そのための保護者の付添期間については、事前に相談させていただきま す。

Q6 医療的ケア児の教育について教えてください。

A 本校は知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校(以下、知的 障害特別支援学校という。)です。したがって、知的障害特別支援学校の各 教科等をもとに教育します。

知的障害特別支援学校の各教科は、小学校等の各教科と異なり、生活経験と深く関わる内容で構成しています。実体験、行動で習得していくことが特色です。

医療的ケアを看護師が主に実施し、その上で児童・生徒の障害の状態や 病態を考慮して教育を行っています。

医療的ケア児は、単一障害学級、重複障害学級のどちらにも在籍します。 各自の医療的ケアに関係する内容は、自立活動で指導します。

単一障害学級では、循環器や泌尿器の疾患で医療的ケアが必要な医療的ケア児がいます。こうしたケースでは、自らの病気や体調管理、あるいは医療的ケア内容の理解を課題としています。

重複障害学級では、単一障害学級よりも自立活動の時間を多くとっています。

重複障害学級では、脳性まひ等による運動障害の重度化が医療的ケアの要因になるため、身体の柔軟性を維持向上させることを課題としています。これは筋緊張の高い場合も、低い場合も日常的に運動が不足すると体(関節)が固くなっていきます。いろいろな姿勢をとったり手足を動かしたりする学習活動が大切です。

体の柔軟性が維持できると、座ったり、見たり、手を使ったりする学習がたくさんできます。これは学習意欲につながるとともに換気量の増加や咳や嚥下の力にもつながります。

こうした学習は、いわゆる体力づくりの一つであり、医療的ケアの頻度 等の増加の予防につながります。

○ 自立活動(特別支援学校学習指導要領より抜粋)

1 目標

- 2 内容
- (1)健康の保持
- (2) 心理的な安定
- (3) 人間関係の形成
- (4)環境の把握
- (5)身体の動き
- (6) コミュニケーション

自立活動は、特別支援学校で行われる教育です。通常の教科と異なり、一人一人の障害の状態や特性に応じて指導計画を作成し指導します。教科のように発達に応じて指導内容が編成してあるのではなく、一人一人の日常生活上及び学習上の困難を改善、克服することを目的としています。そのため教科ではなく領域といいます。

Ⅲ 緊急時の対応と日常生活で留意すること

医療的ケア児やてんかん発作の重積に注意しなければならない児童生徒で、その状態によって救急搬送等の迅速な対応が必要です。このことは日常生活での体調の変化や学習状況を把握する視点と深く関わります。日頃の丁寧な対応が、体調悪化時の迅速な対応につながると考えています。

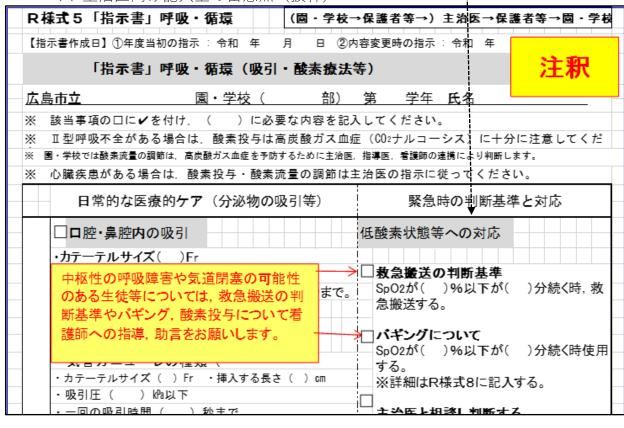
本校では、児童生徒の健康、安全に係る緊急時の対応について、次の三つに整理しています。

- 医療的ケア児への対応について
- てんかん発作時の対応について
- その他の対応について(頭部打撲、発熱、チアノーゼ、嘔吐等)

1 医療的ケア児の緊急対応について

医療的ケア児の緊急時の対応は、依頼された医療的ケア指示書の緊急時の判断基準と対応に示されます。下の様式は痰等の吸引や気管切開部の衛生管理に関する指示書の抜粋です。右側に緊急時の判断基準と対応について記載されます。

※ 主治医向け記入上の留意点(抜粋)



詳細は資料1をご覧ください。

2 てんかん発作時の緊急対応について

てんかん発作が長く続くと呼吸が浅くなり、脳の酸素不足が起こること があります。そうしたことが考えられる児童生徒に、主治医から保護者に発 作の状態に応じて鎮静剤(坐薬、点鼻薬、口腔用液)の指導があります。

てんかん発作の状態に応じて坐薬等を使用する必要がある場合、与薬依頼表と主治医の指示書を学校へ提出してください。

詳細は、資料2「与薬依頼書|「てんかん発作時の指示書|

なお、医療的ケア児では、医療的ケア指示書にてんかん発作時の対応が示されるため看護師と担任等が対応します。医療的ケア児以外は養護教諭と担任等が対応します。

3 その他の対応について(頭部打撲、発熱、チアノーゼ、嘔吐等)

教育活動中の体調の悪化や、ケガ等は、担任等と養護教諭が迅速に連携し、経過観察、医療機関受診、保護者迎え、救急搬送等の対応をします。そこで大切なことは、児童生徒の病気や障害の状態の把握です。担任等は、保健調査表等の情報を理解し、児童生徒の体調管理に留意します。

4 日常生活で留意すること

SpO₂(動脈血酸素飽和度)の低下が続いた時に酸素投与する、てんかん発作が続いた時に抗けいれん剤等の対応をする等の緊急対応と同様に大切なことが、日常生活で留意することです。

呼吸障害のある医療的ケア児では、運動障害(肢体不自由)により、座位が困難であったり、頸部が反り返ったりしやすいために、呼吸が浅くなりがちです。こうした場合、骨格の成長に応じて運動量を増やすことが難しいために、体が固くなり換気量が増えにくくなります。身体の柔軟性を維持し、呼吸や嚥下によい姿勢に留意することが大切です。これは見たり、聞いたり、手を使ったりする姿勢の基礎になります。つまり、障害の程度に関わらず、見たり、聞いたり、触ったりする学習活動を授業の中で積極的に取入れることが大切になります。

てんかんのある児童生徒の日常生活で留意することは、生活リズムを整えること、過度な興奮に気を付け疲労を避けること。そして、なによりも大切なことは、学習への意欲を育むことです。学習活動を繰り返すことで、動作や行動を記憶し、認知(ことば)を広げます。児童生徒にとって分かりやすい学習内容が、動作や行動の習得につながり、「面白い」「やりたい」という意欲につながります。こうした状態が脳をはじめとした全身機能を覚醒させ、発作が起こりにくい状態をつくります。ウトウトした状態や緩慢な動きが続く時は、発作が起こりやすい状態といえます。休息を見極めしっかりと活動できる内容を提供することが大切です。

IV 関係者の役割分担

家庭や学校で、日常的に行われる医行為を医療的ケアといいます。これは、いわゆる治療を目的とした医行為ではなく、日常生活で必要な医行為という意味です。

医療的ケアは、医療的ケア児の状態が安定していることが前提になります。しかし、いつも同じ状態が保たれているとはいえません。

医療的ケア児の状態(病態)が悪化すると、誤嚥性肺炎を起こしたり、 意識障害を起こしたりすることがあります。

誤嚥性肺炎は、食事だけでなく自分の唾液等の分泌物が喉に貯留し、気道に入ってしまうことでも起こります。

意識障害は、しっかりと呼吸(換気)が出来ず SpO_2 (動脈血酸素飽和度)の低い状態が続くことや、長時間に渡る酸素投与によって意識障害(覚醒水準があがりにくい)が起こることがあります。

医療的ケアを実施していく中で、こうした変化に出会うことがあります。

ここでは、嚥下障害や呼吸障害を例にあげましたが、この他にも心不全 や排せつ障害、てんかん等があります。

医療的ケア児が負担の少ない学校生活を送り、その後の社会生活を送っていくためには、今後の状態も考えながら、今をどう過ごしていくかについて関係者が話し合うことが大切になります。

個別性が高くなり、高度な医療的ケアが増えつつある状況になりました。その都度、医療的ケアの内容や種類について、あるいは学習状況について、保護者、担任、看護師、医師等が互いに情報を提供し、先の見通しを共有していくことが、とても大切になります。

【注】病態について

説明の中で、医療的ケア児の状態(病態)と表記しています。病態とは、治療や観察が必要な状態のことです。

たとえば、糖尿病や高血圧症で血糖値や血圧のコントロールが必要な時、目標値より数値が高いと病態の悪化といいます。

医療的ケア児では、血中の酸素飽和度が低い状態が継続したり、二酸化炭素濃度が基準値を越えたりすることを病態の悪化といいます。つまり、医療的ケアの頻度や種類が増えることにつながります。逆に、頻度や種類が減ることは改善といいます。

呼吸や嚥下は、姿勢と運動が大きく関わります。そのため、脳性まひ等により運動障害がある医療的ケア児では、側弯や頸部の反り返り、脱臼や拘縮が、換気量の減少や胃食道逆流につながり、呼吸状態を悪化させることがあります。これらも病態の悪化といえます。

V 参考資料

資料1「広島市幼稚園・学校医療的ケア指示書様式」

資料2「与薬依頼書」「てんかん発作時の指示書」

資料3「広島特別支援学校医療的ケア実施要項」

広島市立幼稚園・学校医療的ケア指示書について(説明)

令和5年度版

平成31年3月20日付け 文部科学省初等中等教育局長通知別添「学校における医療的ケアの今後の対応について」の「2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方」において医療的ケア指示書について、次のように示されています。

2)看護師等及び認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要である。医療的ケアを実施する学校には、基本的に医師が存在しないので、あらかじめ医師(主治医)が指示書を学校又は教育委員会宛てに作成する必要がある。指示書の提供を受けた学校又は教育委員会は、指示書の内容を医療的ケアの実施者に対し正確に伝達し、各学校において指示書の内容に従って、医療的ケアを実施しなければならない。このため、学校と指示書の内容に責任を負う主治医との連携は不可欠であること。

3)主治医に対しては、医療的ケア児ー人一人の健康状態、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえて明確な内容の指示書を学校又は教育委員会宛てに作成する必要性があることを説明すること。

○指示書作成上の留意事項

1 広島市立幼稚園・学校で実施する医療的ケアの種類

広島市立幼稚園・学校で実施する医療的ケアの種類は、指示書R様式4「指示書」概要の「Ⅱ指示する内容」にあるものとします。この他の医療的ケアについては、広島市教育委員会医療的ケア運営委員会の意見をもとにして学校と協議し判断します。

2 広島市立幼稚園・学校の医療的ケア実施者

医療的ケアは看護師が実施します。認定特定行為業務従事者研修(第3号研修)は実施していません。これは、胃食道逆流現象(GER)や中枢性呼吸障害、心不全等のある幼児児童生徒が増えており、認定特定行為業務従事者が実施可能な医療的ケア対象者が少なくなっているためです。

そのため、広島市立幼稚園・学校に適切に看護師を配置するとともに、教員のアセスメントや自立活動等の指導力の向上を図り、教育と医療の連携の充実を図っています。

3 主治医意見書

指示書は、基本的に具体的な数値を示していただきます。幼児児童生徒への看護経験が浅い看護師では、より具体的な指示が必要になるためです。一方で、幼児児童生徒の状態をよく理解した看護師が、柔軟な対応を判断しやすくするために「程度」や「目安」と表記しています。

こうした看護師の専門性をより発揮しやすくするために、R様式8「主治医意見書」があります。幼児児童生徒の病態の理解や背景等に係る情報やR様式7までの「指示書」では不十分な指示内容、緊急時の対応について記載してください。

4 入院治療歴

R様式3「入院治療歴」については、保護者に作成していただきます。看護師が幼児児童生徒の実態を理解する上で必要な情報です。御理解と御協力をお願いします。

5 処方箋等

幼児児童生徒の服薬の状況を把握するため、保護者から園・学校へ指示書が提出される際には、「処方箋」または「お薬説明書の写し」を指示書に添えて提出していただきます。

※この内容は、保護者や主治医、学校医等に対して、学校における医療的ケアについての説明で使用してください。

R様式2「依頼書・内諾書」

保護者等→学校→(写しを)保護者等 →(写しを)特別支援教育課

※保護者等は依頼書を作成し学校長へ提出します。学校長は依頼書の写しによって内諾書を作成し保護者等へ送付します。 2 部作成し 保護者等と学校長で保管します。

令和 5 年度 医療	的ケア依	頼書							
I 対象者									
広島市立広島特別支援学校 ふりがな		生年月	日	年齢	性別				
(部)第一学年 氏名		平成 年	月日						
現住所		電話番号	-	-					
- 5年17月		緊急	-	_					
※									
□ 1 吸引 [□ 口腔鼻腔内の吸引 □ 気管カニュ	ーレ内の吸引	□ 気管切	1開部の衛生	管理					
□ 2 吸入 □ 3 酸素療法 □ 4 経	管栄養	□ 5 導	录		_				
□6てんかん発作時等の対応 □ VNS(迷走神経刺液	救療法) □	坐薬 □ そ	の他()					
□7インスリン療法 □ 8その他()					
Ⅲ 主治医・医療機関									
主治医氏名 医療機関名	緊急時の搬	送先(医療機関	名・住所・電	電話番 号	클)				
広島市立広島特別支援学校長 様									
学校からの説明を受け、看護師は、主治医の指示書	まに基づいて対	†応することを	生理解した.	上で、	上記				
の医療的ケアについて、学校での実施を依頼します。		_	_	_					
	月日 令和	年	月	日					
保護者氏 (施設長』									
		-11 -							
令和 5 年度 医療	でアアア	諾書							
保護者様 施設長様									
依頼のあった医療的ケアについて、次の内容が実施	値可能と判断し	ました。							
□ 1 吸引 「□ 口腔鼻腔内の吸引 □ 気管カニュ、	ーレ内の吸引	□ 気管切	1開部の衛生	管理					
□2吸入 □ 3酸素療法 □ 4経	管栄養	□ 5 導	录						
□ 6 てんかん発作時等の対応 □ VNS (迷走神経刺)	做療法) □	坐薬 □ そ	の他 ()					
□7インスリン療法 □8その他()					
※留意事項									
ついては、R様式3「入院治療歴」、R様式4「打を学校へ提出してください。	「示書」概要と	: R様式 5 ~ 8	3の中から	必要な	もの				
令和 年 月 日									

広島市立広島特別支援学校

校長

R様式3 「入院治療歴」

学校→保護者等→学校

7	院治	索	林
	ツし ル	」 7.尽	ĴΈ

記入日(初回)	令和5年 月 日	
記入者 🗌 保護者	□ 保護者以外()

対象者

3	学年 氏名	第	部	広島市立広島特別支援学校	П
---	-------	---	---	--------------	---

入院治療歴 Ι

Г	時非	明・期間	1	(日数)	入院治療の内容	医療機関・主治医
H R	年	月頃・	(程度)		医療機関:
R				1227		主 治 医:
H R	任	月頃・	(程度)		医療機関:
		71 %	(生及)		主 治 医:
Н	年	口运	(和库)		医療機関:
H R	+	月頃・	(程度)		主 治 医:
H R	年	月頃・	(程度)		医療機関:
R	+	月頃 •	(住及)		主 治 医:
Н	年	口塔	(和库)		医療機関:
H R	平	月頃・	(程度)		主 治 医:
H R	左	月頃・	(程度)		医療機関:
R	+	月頃・	(住及)		主 治 医:
Н	年	月頃・	(程度)		医療機関:
R	+	刀鸮	(住反)		主 治 医:
H R H R	年	月頃·	(程度)		医療機関:
R	'	71 55	`	(足及)		主 治 医:
H	年	月頃・	(程度)		医療機関:
R	+	刀鸮		住反)		主 治 医:
Н	年	月頃・	(程度)		医療機関:
H R	+	万顷、	(住及)		主 治 医:
H R	年	月頃・	(程度)		医療機関:
R	+	月頃、	(住及)		主 治 医:
	年	月頃・	(程度)		医療機関:
H R	+	刀 唄 •	(性皮/		主 治 医:
	年	月頃・	(程度)		医療機関:
H R	+	刀 唄 *	(住皮/		主 治 医:

- ※入学までの状況は保護者が記入してください。入学後の状況は学校が記入してください。 ※記入年月日は入院治療の内容の後に記入してください。 ※記入欄が足りない場合は、紙幅を増やして使用してください。

令和5年度 医療的ケア指示書

標記の件について、「Ⅱ指示する内容」により指示書を作成します。

※該当項目の□に \checkmark してください。(電子データは□をクリックしてください。)その他は記入してください。

※王治医意見等はR様式8に記入してく	ださい。				
I 対象者の基礎疾患等	/ **	1)	5 <i>F</i>		
広島市立広島特別支援学校	(許	第 等	年 氏名		
【基礎疾患名等】			サナバ 百田広	: 由·	
□ 元人性の疾患: □ 神経・筋疾患:			生まひ 原因療 疾患:	: 忠 ·	
□ 神程 * 朋灰思 ·			ス心. 頭・気管支軟	化症	
□			気 べき 入野 覚器の疾患:	L /IIL	
□ 気管支喘息			物アレルギー	:	
□ I型糖尿病 □ II型糖尿	る病		の他の疾患:		
【学校生活で注意、配慮すべき事項			7 12 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
□ 未定頸(□ 頚部の過伸展に配)		下・下顎の後退	た町度) 「	馬垢に分き	意 (介助法等)
□ 未足類(□ 類部の週仲展に配)	思 口 占 依 化	下•下預の仮返		「月か」に住た	3 (丌助伝寺)
□ 体位変換・姿勢調整に配慮	□ 疲労の	蓄積・興奮の持	続に注意(て	んかん)	
□ 低体温(℃)以下は保温	• 要観察	□ 腹部膨満 (腸の動きを促	とす運動等)	
□ その他 ()
Ⅱ 指示する内容					
※該当する医療的ケアに✔を付け、	様式(R様式5	5~8)に必要	事項を記載し	てください。	0
□1吸引 □□□腔鼻腔内の吸引	□ 気管カ	ニューレ内の吸	引	(管切開部 <i>の</i>)衛生管理
□ 2 吸入 □ 3 酸素療法		経管栄養		導尿	
_	_		_		, ¬
┃ 6てんかん発作時等の対応 ┃ 0] VNS(迷走神絲	経刺激療法)	□ 坐薬 □	】その他()
_	_				
□7インスリン療法 □ 8	その他()
	その他(
	その他(月日	
	その他(月 月	
	その他(1 年 月	日 ~ *	令和 年		3
	その他(1 年 月 記入年月日 医療機関名	日 ~ *	令和 年		3
	その他(1 年 月 記入年月日	日 ~ *	令和 年		3
	その他(1 年 月 記入年月日 医療機関名 主治医氏名	日 ~ *	令和 年		3
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和	その他(1 年 月 記入年月日 医療機関名 主治医氏名	日 ~ *	令和 年		B B
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新	その他(1 年 月 記入年月日 医療機関名 主治医氏名 (自署)	日 ~ 6	令和 年	Я	B B
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新	その他(1 年 月 記入年月日 医療機関氏名 主治自 第 日 年 月 日	日 ~ · 令和 ~ 令和	令和 年 年 年	月日に更新	ョ 日 する。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新	その他(1 年 月 記入年月日 医療治(自署) 年 月 日 日 入 療機 医署 日 日 日 条 機関 氏 関 名	日 ~ · 令和 ~ 令和	令和 年 年 年	月日に更新	ョ 日 する。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新	その他 (「年月期日本 「日本のでは、 「ものでは、 「ものでは、 「ものでは、 「ものでは、	日 ~ · 令和 ~ 令和	令和 年 年 年	月日に更新	ョ 日 する。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和	その他(1 年 月 記入年月日 医療治(自署) 年 月 日 日 入 療機 医署 日 日 日 条 機関 氏 関 名	日 ~ · 令和 ~ 令和	令和 年 年 年	月日に更新	ョ 日 する。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 V 指示書の指示内容の変更	その他 (「年月期日本 「日本のでは、 「ものでは、 「ものでは、 「ものでは、 「ものでは、	日 ~ · 令和 ~ 令和 令和	年 月年	月 日に更新 月	日 す る。 日
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和	その他 (「年月月日本年機 医署 月 明 氏) 年 記 医 主 (年 記 医 主 (日 日 名 名) 日 日 名 名) 日 日 名 名)	日 ~ 。 令和 ~ 令和 令和 うに 関す る	令和 年 年 月 年 内容を	月 日に更新 月 変更する	する。 [†] る。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 V 指示書の指示内容の変更	その他 (年 月 記 医主 (月 名 名) 日 日 名 名 (日 日 日 名 名) 日 日 名 名 (日 日 日 名 名) 日 日 名 名 (日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 ~ · 令和 ~ 令和 令和	年 月年	月 日に更新 月	日 す る。 日
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 V 指示書の指示内容の変更	その他 (「年月月日本年機 医署 月 明 氏) 年 記 医 主 (年 記 医 主 (日 日 名 名) 日 日 名 名) 日 日 名 名)	日 ~ 。 令和 ~ 令和 令和 うに 関す る	令和 年 年 月 年 内容を	月 日に更新 月 変更する	する。 [†] る。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 V 指示書の指示内容の変更	その (年 月 関 氏) 年 日 機 医署 月 関 氏) 日 日 名 名 日 日 名 名 日 日 名 名	日 ~ 。 令和 ~ 令和 令和 うに 関す る	令和 年 年 月 年 内容を	月 日に更新 月 変更する	する。 [†] る。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和Ⅳ 指示書の指示期間の更新指示書の指示期間を令和Ⅳ 指示書の指示内容の変更R様式()の(その他 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 令 令 和 へ で関 和	帝和 年 年 内年 内 年	月 日に更新 月 変更する	する。 [†] る。
Ⅲ 指示書の指示期間 : 令和 Ⅳ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 V 指示書の指示内容の変更	その他 年 月 関 氏 割 日 名 名 日 日 名 名	日 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	帝和 年 年 内年 内 年	日に更新 月 変更 する	する。 _日
 ▼ 指示書の指示期間 : 令和 ▼ 指示書の指示期間の更新 指示書の指示期間を令和 ▼ 指示書の指示内容の変更 R様式()の(その 年 月 関 氏	日 ~ 令 令 和 令 令 和 令 令 和 令 有 か 令 	令和 年 年 月 年 内 年 内 年 方 本 方 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	月 日に更新 月 変更する 月 委員会に提出	する。 する。 ほしてく

- ○学校は、R様式4「指示書」概要、R様式5~8のうち該当する様式、R様式9「承諾書」 の写しを広島市教育委員会に提出してください。 ○変更が複数回になる場合は、R様式8「主治医意見書」を使用してください。 ○変更した指示書の指示期間はWの指示期間と同じです。

R様式5「指示書」呼吸・循環

(学校→保護者等→)主治医→保護者等→学校→(写しを)特別支援教育課

広島市立広島特別支援学校 (部) 第 学年 氏名

【指示書作成日】①年度当初の指示: 令和 年 月 日 ②内容変更時の指示: 令和 年 月 日

「指示書」呼吸・循環(吸引・酸素療法等)

- ※ 該当事項の□に✔を付け、()に必要な内容を記入してください。
- ※ Ⅱ型呼吸不全がある場合は、酸素投与は高炭酸ガス血症(CO2ナルコーシス)に十分に注意してください。
- ※ 学校では酸素流量の調節は、高炭酸ガス血症を予防するために主治医、指導医、看護師の連携により判断します。
- ※ 心臓疾患がある場合は、酸素投与・酸素流量の調節は主治医の指示に従ってください。

	 日常的な医療的ケア(分泌物の吸引等)	緊急時の判断基準と対応				
	□□□腔・鼻腔内の吸引	低酸素状態等への対応				
	・カテーテルサイズ () Fr・挿入する長さ 口腔 () cm 鼻腔 () cm・吸引圧 () kh以下・1回の吸引時間 () 秒まで。	□ 救急搬送の判断基準 SpO2が()%以下が()分続く時、 救急搬送する。				
	 □ 気管カニューレ内の吸引 ・気管カニューレの種類() ・カテーテルサイズ() Fr・挿入する長さ() cm ・吸引圧() kh以下 ・一回の吸引時間() 秒まで。 	 パギングについて SpO2が()%以下が()分続<時、使用する。 ※詳細はR様式8に記入する。 □ 主治医と相談し判断する。 ※呼吸状態の悪化の他、脈拍や体温、 覚醒等に係る異常がある時。 				
	気管切開部と周囲の状態□ 単純気管切開□ 気管腕頭動脈瘻□ 気管カニューレが抜けやすい。□ その他:	□ 保護者と相談し判断する。 ※呼吸状態の悪化の他、脈拍や体温等に 係る異常がある時。				
	※気管カニューレの状態の確認や取扱いについては、 主治医、医療的ケア指導医と相談のうえ対応してくだ さい。必要事項はR様式8に記入します。	気管カニューレ事故抜去時の対応□ 救急搬送する。 (病院)□ 看護師が対応する。※緊急対応マニュアルによる。				
・酸素療法等	U吸入 (生食: m1) (薬液:) m1) ・吸入の間隔() 分以上空ける。	□ その他				
<u>₹</u>	日常的な医療的ケア(酸素療法)	緊急時の判断基準と対応				
	酸素療法を使用する理由と流量(常時) □ I 型呼吸不全 ()L/分・目安となるSpO2()% □ II型呼吸不全 ()L/分・目安となるSpO2()%	■ 緊急対応(救急搬送)の判断基準と対応は R様式8に記入する。				
	 ・二酸化炭素分圧pCO2()mmHg	□ Sp02 () %以下が () 分続いた 時は酸素流量を () L/分とし、 □ 主治医と相談し判断する。 □ 保護者と相談し判断する。				

□ 上記についてはR様式8「主治医意見書」を確認すること。

主治医氏名 (自署)

広島市立広島特別支援学校 (部) 第 学年 氏名

【指示書作成日】①年度当初の指示: 令和 年 月 日 ②内容変更時の指示: 令和 年 月 日

「指示書」栄養・排せつ(経管栄養・導尿)

- ※ 該当事項の□に✔を付け、()及び【注意点等】の後に必要な内容を記入してください。
- ※ 腹部膨満のある生徒等では、日頃から腸の動きを観察し腸の働きを促す運動や水分の摂取に留意してください。
- ※ 学校では、経鼻カテーテルの挿入はできません。
- ※ 胃ろうボタン抜去時の対応は、主治医、指導医の指導・助言を受けて対応してください。

	日常的な医療的ケア(経管栄養)	緊急時の判断基準と対応
	□ 胃ろう □ 腸ろう (固定水の入れ替えやチューブ交換は、学校では行いません。家庭等で確認し対応してください。) □ 経鼻胃管栄養 □ 経鼻腸管栄養 ・チューブの長さ() cm ・チューブの太さ() Fr	ボタン・チューブの抜去・抜管時の対応 □ ①清潔なタオル等でろう孔を覆い □ 救急搬送する。 □ 受診する。 □ ②ろう孔の縮小・閉鎖を防ぐために細めのチューブをろう孔に挿入しテープで固定させて
栄	・注入の方法	(例: cm、 Frを使用) □ 救急搬送する。 □ 受診する。 □ 3その他の方法:
養・排せつ(※栄養剤や水分の摂取は生徒等の体調等を見極めながら実施する。(機械的にならないようにすること。) ①昼の注入	注入の中止 □ ①胃の内容物(残渣物)の色等の異常 ()色の時
経管栄養・導	・標準的な注入時間 () 分 ②水分の注入 ・水分摂取の時刻と量(目安)	□ 保護者に連絡し対応を協議する。 □ 保護者と連絡が取れない場合は、主治 医又は指導医に連絡し指示を受ける。 □ ②胃の内容物(残渣物)の量の異常 □ 胃の内容物が()m1以上ある時は
尿)	 ・水分の内容 □ 白湯 □ ソリタ水 □ お茶 □ その他(③注入前後の注意事項 ○ 経管栄養は食事の一形態という認識を や舌の動きを促し、リラックスした呼ばれる。 	注入を中止し、保護者と相談し判断する。 もち、口腔ケアや体幹の運動等を取り入れて、唾液の分泌 吸状態を整える。また、同一姿勢を数十分続けることは、 ことにつながるため、適宜、重心移動を行い熱の放散等に
	□胃の内容物の確認 □ 脱気 【注意点等】	۶.
	④経口摂取との併用□食べ始めに少量経口摂取する。□経口摂取で不足する量を注入す※体幹と下顎の角度、上唇や下顎、舌の動き、嚥下のタイミング等【注意点等】	
	- ・カテーテルの種類()	尿の濁り
	・尿道に挿入する長さ () cm ・尿量の計測 □ 連絡帳等に記載する ・用手圧迫 □ 可 □ 不可 【注意点等】	□ 保護者と相談し対応を判断する。 □ その他

□上記についてはR様式8「主治医意見書」を確認すること。

主治医氏名 <u>(自署</u>)

広島市立広島特別支援学校 (部) 第 学年 氏名

【指示書作成日】①年度当初の指示 : 令和 年 月 日 ②内容変更時の指示 : 令和 年 月 日

「指示書」神経・代謝等(てんかん発作時等の対応・インスリン療法・その他)

* 1	該当事項の口に √ を付け 日常的な医療的	ナ、() に必要な内容を記入してくかウケア (VNS迷走神経刺激療法)					
	てんかん発作の種	類	坐薬挿入のタイミングと使用する坐薬				
	□単純部分発作	手足が突っ張ったり、ガクガクとけいれん したりする。 意識あり。					
	□複雑部分発作	顔をボーッとさせたり、手をたたいたり、口 をもぐもぐさせたりする。 意識を失うことが ある。	□ 発作が()分間に()回以上頻発する時、 薬剤名(: mg)を				
	□強直間代発作	倒れて手足をガクガクと震わせる。 断続する全身のこわばり。	()個挿入する。				
神経・	□欠神発作	ぼんやりして反応しない。突然意識がなく なる。	→ 発熱が()℃以上になった時、・ 発作増悪予防として・ 薬剤名(mg)を・ ()個挿入する。				
代謝	□脱力発作	全身の力がガクッと抜ける。	□ 2剤使用する場合				
等へて	□ ミオクロニー発作	全身や手足を一瞬ピクッとさせる。	第一剤 - (mg)挿入後()分空けて - 第二剤				
んんか	□ その他:		(mg)を挿入する。				
ん発	※てんかん協会 てんかん発作の様・	会www.jea-net.jp/epilepsy参り 子	援				
作時の対応	◎重責発作] 週1回以上 □ 年1回以上]あり	□ 坐薬挿入後()分以内に排便があれば、再挿入する。 再挿入する坐薬は □ 同量 □ 半分の量				
・イン	□ VNS:迷走神経刺	刺激療法	□ その他: ※ 重度の脳性まひや筋疾患等では、呼吸抑制を起こす。 ことがあるため、速やかに医療機関を受診すること。 ・長い間発作が起きていない場合				
ノスリ	□ 定時 (:)(:)(:)					
カ療	□ その他:		□ ()ヵ月以上起きていなかった発作が起きた場合は、速やかに主治医を受診する。				
法・その	左胸胸部の刺激	発作がみられた時。 装置本体の位置を確認し、皮膚の」 を()秒当てて離す。	= □その他:				
の他)	□マグネットを当 ⁻ 再度マグネット ⁻ □ その他:	てた後も発作が続く時は、 を当てる。	・新たな発作が起きた場合 □ 今までにないような発作の症状と思われる場合 は、速やかに主治医を受診する。				
			□ その他:				
	□腹膜孔ケア	主治医意見書」に記載主治医意見書」に記載					
	□ その他:	主治医意見書」に記載					

□ 上記についてはR様式8「主治医意見書」を確認すること。

主治医氏名 (自署)

広島市立広島特別支援学校 (部) 第 学年 氏名

【指示書作成日】①年度当初の指示: 令和 年 月 日 ②内容変更時の指示: 令和 年 月 日

主治医意見書

主治医意見	
看護師への指示内容	
有護即への日小内谷	
緊急対応の判断基準と対応	
条心が心り刊即を平こか心	
準備物等	

※必要に応じて紙幅を増やして使用してください。

※必要に応じて、この様式(R様式8「主治医意見書」)に替えて医療機関の様式を使用してください。 なお、その場合は、日付、対象者氏名、主治医氏名を明記のうえ押印または署名をしてください。

> 主治医氏名 <u>(自署)</u>

保護者記入→学校提出

与薬依頼書

令和 年 月 日

広島市立広島特別支援学校長 様

部 年 組

児童生徒氏名

生年月日 年 月 日生

保護者氏名

住所

「依頼内容詳細」のように、学校での与薬を依頼します。

内容を御確認いただき、□に✔ を入れてください。

□ 別紙「本校での医薬品の取り扱いについて(説明)」の内容を了承しました。

□ 与薬の内容について、学校より直接医療機関へ問い合わせることを了承します。

□ 与楽の内容について、校内で情報共有することに同意します。									
診	断 名								
主な	症								
	交生活での 注意事項								
薬ア	レルギーの 有無	無・	有(薬品名:)	
医療機関	医療機関名					住所			
機関	主治医名		科	先生		電話番号	() –	
緊急時連絡先		優先 連絡順		氏名	続柄	連	終先((電話番号)	
		1				()	_	
		2				()		
		3				()		

その他の連絡事項

[※] 御記入いただいた個人情報は、与薬に関する目的以外で使用しません。

主治医記入→学校提出

児童生徒氏名

令和 年 月 日

月

日生

広島市立広島特別支援学校長 様

医療機関名

所在地

医師名 印

年

てんかん発作時の指示書

次の児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態である等である場合に、やむを得ない措置として、下記の通り坐薬又はブコラムを使用してください。

生年月日

診断名		てんかん発作の	頻度:() 回/ ()			
		様子	重積: 有・	無				
【坐薬又はブコラ	ム使用について】							
薬剤名・使用量	□ 坐薬名:	() m g	個/回				
	□ 口腔用液名: ブコ	ラム () m l	1本/回				
上記薬剤投与が	※詳細に御記入ください							
必要な状態								
ブコラムの場合の	□ 片側の頬粘膜に全量	投与						
使用方法	□ 両側の頬粘膜に半量	ずつ投与						
投与後の対応	※文部科学省通知により	※文部科学省通知により、学校で坐薬を使用した場合は受診してください。						
	また、学校でブコラム	また、学校でブコラム投与後は原則救急搬送とさせていただきます。						
	□ 使用後、すぐに救急	車で搬送						
	□ 使用後、()分以	人内に異変がなけれ	ば、保護者と受	診				
	□ その他()			
予想される副作用	・呼吸抑制の可能性(有・無)						
と学校での対応方	→有の場合の対応方法							
法								
	・投与後()分後	ic ()					
	→対応方法							
適切に投与できな	※坐薬が排出された、ブ	゛コラムを全量投与	できなかった場	合等の対応を御記	己入くだ			
かった場合の対応	さい。							
その他の留意事項								

広島市立広島特別支援学校医療的ケア実施要項

1 目的

学校における医療的ケアは、医療的ケアを必要とする児童生徒(以下、医療的ケア児という)の安全を確保し、健康の保持増進を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応えていくことを目的とします。

2 学校における医療的ケア

- (1) 学校における医療的ケアとは、児童生徒が日常生活で必要としている、喀痰吸引や経管栄養等の医療行為のことです。
- (2) 医療的ケアの手続きは、保護者の依頼をふまえて、学校が主治医、学校医、看護師と連携協議し、 実施可能と判断し承諾します。これを書面で行います。
- (3) 医療的ケアは看護師が実施します。看護師は、主治医の指示書に基づいて医療的ケアを実施します (スクールバス内での医療的ケアは実施できません)。
- (4) 医療的ケア児の健康の保持及び体力の向上を図るためには、適切な活動と休息による生活リズム 形成や姿勢・運動の指導による良好な呼吸状態の維持等の自立活動の実践と、日々の状態に応じた必 要最低限の医療的ケアの実施が重要な課題となります。そのために、教諭等と看護師は医療的ケア児 の疾患や障害に係る情報を共有し、アセスメントを行います。
- (5) 保護者は、医療的ケア児の健康と安全の確保について、学校が主治医や学校医等の指導助言を受けたり、相談したりすることに協力します。
- (6) 学校と保護者は、日頃から医療的ケア児の体調について情報交換を図り、医療的ケア児の体調が安定していない時は、休養や受診を行う等、体調を安定させることに留意し、無理な登校は控えるようにします。
- (7) 保護者は、医療的ケアの種類や医療的ケア児の状態によっては看護師の研修が必要になる場合があることを理解し、学校は、医療的ケア実施体制が整ったことを確認したうえで当医療的ケアの実施を承諾します。
- ※ 平成31年3月20日付 文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応 について」に拠る。

3 医療的ケア実施体制

(1) 校内委員会等

ア 医療的ケア担当者全体会

全体計画の確認と振り返りを行います。年二回実施します(4月、2月)。

構成は、管理職、学校医、市教委、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、医療的ケア児 担任です。

イ 医療的ケア検討委員会

医療的ケアに係る諸課題の検討、整理を行います(8月、1月、その他緊急時)。

構成は、管理職、学校医、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、関係職員です。

ウ ヒヤリハット検討会

ヒヤリハット事例の共有、報告を行います(月一回程度)。

構成は、管理職、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、関係職員です。

工 指示書検討会

医療的ケア指示書関係書類に係る検討を行います (随時)。

構成は、管理職、医療的ケア指導教員、関係職員です。

(2) 校長等管理職

校長は医療的ケア実施に係る全体状況を把握し、最終的な責任をもって医療的ケア実施体制を整備します。

(3) 医療的ケア係

- ・ 医療的ケア検討委員会に関する業務
- ・ 医療的ケア児の健康状態と医療的ケア実施状況の把握
- 医療的ケア児に係る研修会の計画実施
- ・ 医療的ケア児の自立活動に関する業務
- ・ 医療的ケア室との連絡調整

(4) 医療的ケア指導教員

- ・ 医療的ケア児に係る保健指導、支援
- 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医療的ケア児の健康状態の把握
- 医療的ケア実施に係る環境整備
- ・ 主治医、学校医等医療関係者との連携
- ・ 校外における医療的ケアの実施に係る指導、助言
- ・ 指示書の管理
- ・ 指示書に基づく個別の実施マニュアルの指導管理
- ・ ヒヤリハット・アクシデントの整理と予防策
- · 看護師の業務調整
- · 看護師の相談、指導、カンファレンスの開催
- ・ 看護師、教諭、保護者との連携支援、カンファレンスの開催

(5) 看護師

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 個別の実施マニュアル、緊急対応マニュアルの作成
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケアの記録と管理報告
- · 医療機器、備品等の管理
- ・ 主治医、学校医との連携
- ・ 教諭、保護者との情報共有

(6) 教諭

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- 自立活動の指導
- ・ 看護師との連携、協働
- · 主治医、学校医との連携、相談
- ・保護者との連携、相談

(7) 養護教諭

- ・ 医療的ケア児の健康状態の把握
- ・ 学校医との連絡、報告
- ・ 主治医、学校医、看護師等の関係者との連携

(8) 学校医

- ・ 個々の実施に当たっての指導、助言
- ・ 緊急時に係る指導、助言
- ・ 校外学習や泊を伴う行事への参加判断に当たっての指導、助言

(9) 保護者

- ・ 学校における医療的ケア実施体制の理解と医療的ケア児の健康状態の把握、学校への報告
- ・ 学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 学校との連携、協力
- 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 緊急時の対応

4 医療的ケア実施手続き

令和5年度広島市立幼稚園・学校医療的ケア指示書を用います。

※別添、医療的ケア指示書様式

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行します。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行します。

